

低所得者の第1号保険料軽減強化について

1 現状

第7期介護保険事業計画における介護保険料は、基準額年額61,200円（5,100円/月）であり、所得段階は国の定める標準段階（9段階）よりも弾力化し11段階としている。また、平成30年度までは、第1段階のみ基準額の0.5から0.45への軽減を実施していた。

さらに、令和元年度は、国の軽減措置の動きと合わせ、同年10月の消費税率10%への引き上げに対する措置として、下表のとおり軽減強化を行った（平成31年1月8日市長決裁）。

	負担割合			軽減額（年額）
	平成30年度まで	令和元年度	軽減した割合	
第1段階	0.5 (0.45)	0.375	▲0.125 (▲0.075)	7,650円 (4,590円)
第2段階	0.6	0.55	▲0.05	3,060円
第3段階	0.75	0.725	▲0.025	1,530円

2 国の動向

国では、令和2年度を軽減措置の完全実施年度とし、標準割合を第1段階0.3、第2段階0.5、第3段階0.7とすることとしている。

なお、市町村における軽減は、政令で定める範囲内において市町村が定める割合を減じることとしている。（軽減に係る公費負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4）

3 令和2年度における匝瑳市の負担割合

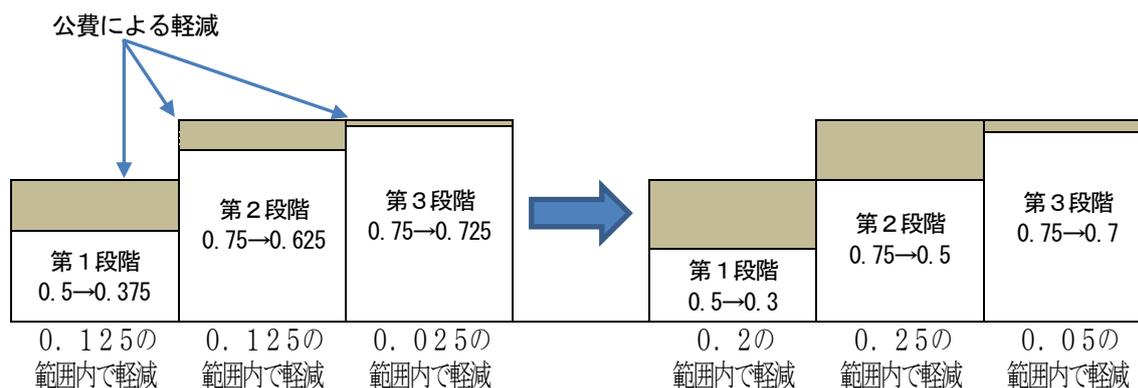
国の標準割合と同様とする。

4 参考

(1) 国の標準割合

令和元年4月～

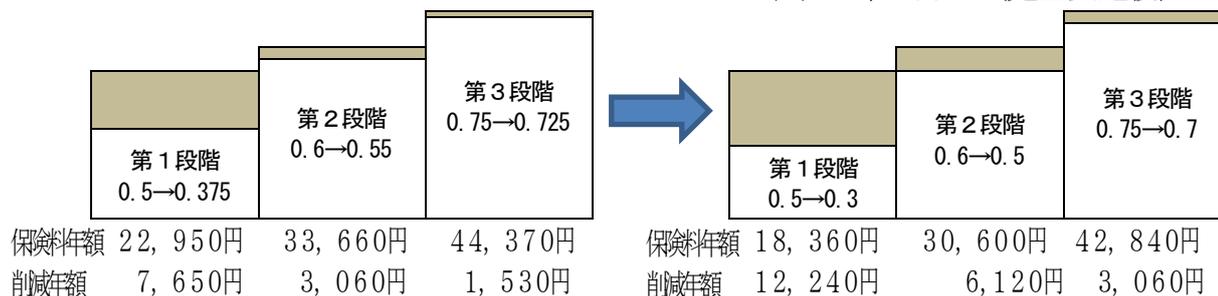
令和2年4月～（完全実施後）



(2) 匝瑳市の負担割合

令和元年4月～

令和2年4月～（完全実施後）



(参考)

保険料額の推移

	軽減措置 第1段階のみ → 第2段階・第3段階に拡大		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1段階	27,540円 (0.45)	22,950円 (0.375)	18,360円 (0.3)
第2段階	36,720円 (0.6)	33,660円 (0.55)	30,600円 (0.5)
第3段階	45,900円 (0.75)	44,370円 (0.725)	42,840円 (0.7)